

令和 2・3 年度

柏市消費者教育推進連絡会 委員名簿



指導課	並木 孝樹 指導課長 [座長]
	玉川 康博 指導主事
柏第三小学校	伊藤 竜二 先生
酒井根小学校	川股 千秋 先生
旭小学校	細矢 留美 先生
手賀西小学校	仁木 朋美 先生
高柳小学校	横山 あずみ 先生
柏第二中学校	大軒 穰 先生
富勢中学校	鴫巢 寿 先生
柏第五中学校	枝川 陽祐 先生 (R2年度)
	近藤 誠 先生 (R3年度)
西原中学校	大菅 竜平 先生
大津ヶ丘中学校	鶴見 綾子 先生
市立柏高等学校	三宅 史紘 先生
千葉県立東葛飾高等学校	富永 翔馬 先生
千葉県立佐倉高等学校	佐藤 一樹 先生 [オブザーバー]

< 事務局 / 消費生活センター >

諏訪部 正 敏	所長	【電話】 7163-5853 【FAX】 7164-4327
中 村 亮	副参事	
猪 野 香 織	副主幹	
中 間 優	主事補	
増 子 美 祐	主事補	
小 板 橋 ひろみ	消費者教育相談員	

付 録

学習指導要領における消費者教育に関する主な内容



小学校（H29.3.31公示）

社会科

- ・販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること
- ・社会生活を営む上で大切な法やきまり

家庭科

- ・買い物の仕組み，売買契約の基礎
- ・物や金銭の使い方と買い物について，消費者の役割が分かること
- ・物や金銭の大切さ，計画的な使い方について理解すること
- ・身近な物の選び方，買い方を考え，工夫すること
- ・自分の生活と身近な環境との関わりや物の使い方などを考え，工夫すること

特別の教科 道徳

- ・節度を守り節制に心掛けること
- ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り，自他の権利を大切にし，義務を果たすこと



中学校（H29.3.31公示）

社会科〔公民的分野〕

- ・社会生活における物事の決定の仕方，きまりの役割，法の意義
- ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること
- ・金融などの仕組みや働きを理解すること
- ・市場の働きと経済に関連して，希少性に着目すること
- ・個人や企業の経済活動における役割と責任

- ・消費者の保護と、それらの意義を理解すること
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

技術・家庭科〔家庭分野〕

- ・購入方法や支払い方法の特徴，計画的な金銭管理の必要性，クレジットなどの三者間契約
- ・売買契約の仕組み，消費者被害の背景とその対応
- ・物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え，工夫すること
- ・消費者の基本的な権利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響を理解すること
- ・自立した消費者として責任ある消費行動を考え，工夫すること
- ・環境に配慮した消費生活を考え，実践できること

特別の教科道徳

- ・節度を守り節制に心掛け，安全で調和のある生活をする
- ・法やきまりの意義を理解し，それらを進んで守るとともに，そのよりよい在り方について考え，自他の権利を大切に，義務を果たして，規律ある安定した社会の実現に努めること



高等学校（H30.3.30公示）

公民科〔公共〕

- ・多様な契約及び消費者の権利と責任，私法に関する基本的な考え方
- ・財政及び租税の役割，市場経済の機能と限界，金融の働き
- ・活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であること
- ・金融を通じた経済活動の活性化

公民科〔政治・経済〕

- ・経済活動と市場，経済主体と経済循環
- ・財政の働きと仕組み及び租税などの意義，金融の働きと仕組み
- ・市場経済の機能と限界，消費者に関する問題

家庭科〔家庭基礎〕

- ・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題，消費行動における意思決定や契約の重要性，消費者保護の仕組みについて理解すること
- ・多様な契約やその義務と権利，消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・自立した消費者として，生活情報を活用し，適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し，工夫すること

家庭科〔家庭総合〕

- ・生涯を見通した生活における経済の管理や計画
- ・キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点
- ・消費生活の現状と課題，消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性について理解を深めること
- ・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう，消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解すること
- ・契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深めること
- ・多様な契約やその義務と権利，消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・自立した消費者として，生活情報を活用し，適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し，責任ある消費について工夫すること



柏市消費者教育推進連絡会つうしん No.26

< 柏市消費者教育推進連絡会について >

- ◆ 目的 ◆ 柏市の学校における消費者教育の推進
- ◆ 委員 ◆ 柏市教育委員会職員，小，中，高等学校の先生（メンバー：現在15人）
- ◆ 事務局 ◆ 柏市消費生活センター（メンバー：現在6人）

令和3年度第1回柏市消費者教育推進連絡会



学校での消費者教育は、「消費者教育の視点」を持つことで、普段行っている授業の中で実践できるもの。

子どもたちが、学校での学びを社会生活で生かしていけることが肝要です。

指導課 並木課長（座長）

← 7月30日（金）柏市役所沼南庁舎5階
大会議室での第1回連絡会の様子

◆ 令和2・3年度 連絡会委員をご紹介します

指導課	並木 孝樹 指導課長	富勢中学校	鴫巢 寿 先生
	玉川 康博 指導主事	柏第五中学校	枝川 陽祐 先生(R2年度)
柏第三小学校	伊藤 竜二 先生		近藤 誠 先生(R3年度)
酒井根小学校	川股 千秋 先生	西原中学校	大菅 竜平 先生
旭小学校	細矢 留美 先生	大津ヶ丘中学校	鶴見 綾子 先生
手賀西小学校	仁木 朋美 先生	市立柏高等学校	三宅 史紘 先生
高柳小学校	横山 あずみ 先生	東葛飾高等学校	富永 翔馬 先生
柏第二中学校	大軒 穰 先生	佐倉高等学校	佐藤 一樹 先生

[講習から] 消費者教育の意義と領域

学校における消費者教育

講師：玉川大学教育学部教授 樋口 雅夫 氏



↑ 第1回連絡会での講習の様子

<資質・能力を明確に>

現在のパンデミックは予想外。
変化が激しく未来の予測も難しい社会。
それでも、未来を担う子どもたちが「幸せに生きることができる社会」を作っていくための資質・能力を明確にしておくことが大切。



<アクティブ・ラーニング>

話し合い、実習結果の共有、他者の意見を聞き、自分の意見を調整する・・・これまで先生方が行ってこられたことが、消費者教育の根幹。

<消費者教育で育みたい児童・生徒の姿>＝学習指導要領に明確化＝

- 1 だまされない消費者**・・・つらい目に合わないよう
買物、支払手段の学習など各家庭に委ねるべき部分も多いが、家庭によってはその力がない場合もあり、配慮が必要。生活指導を兼ねながら、学級担任が行うことも効果的な方法。
- 2 自立した賢い消費者**・・・本人が幸せになるために
家庭科、社会科の役割が大きい。「契約の基礎」をしっかり理解させる。契約自由の原則、約束は守らねばならないこと、契約の取消ができるのは特別な場合。
「クーリング・オフ制度」を覚えさせて試験で正解させるより、クーリング・オフ制度を使わずに生活できる消費者を育てたい。
- 3 持続可能な社会に貢献できる消費者**・・・子どもにとって学び甲斐がある
授業の合間に、『安い理由、児童労働、フェアトレード、地産地消』など学年に合わせた内容を入れていくとよい。教科を超える内容なので、ホームルーム、総合的な学習の時間、特別活動で行うことも効果的。

ポイント

- ★ **カリキュラム・マネジメント** ★ **年間計画への位置づけ**
- ★ **外部専門家の活用** (消費生活センター、選挙管理委員会、弁護士、NPOなど)





柏市消費者教育推進連絡会つうしん No.27



< 柏市消費者教育推進連絡会について >

- ◆目的◆ 柏市の学校における消費者教育の推進
- ◆委員◆ 柏市教育委員会職員，小，中，高等学校の先生（メンバー：現在15人）
- ◆事務局◆ 柏市消費生活センター（メンバー：現在6人）



令和3年度第2回柏市消費者教育推進連絡会

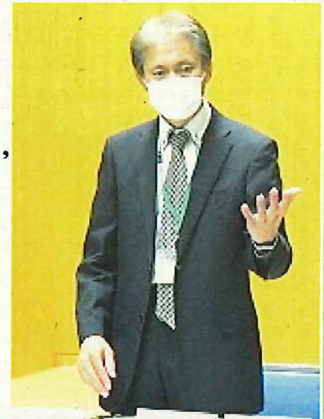


↑ 11月5日（金）柏市役所沼南庁舎5階大会議室での第2回連絡会の様子

子どもたちへの消費者教育は、身近なことを実際に体験させ、体感させることで真の力になります。

実際の体験ができない場合も、必要に応じてオンライン等を駆使し、体感できるよう工夫していきましょう。

指導課 並木課長
（座長）



< 消費者教育が育むべき力 >

1 だまされない消費者

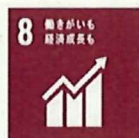
- ・ 買い物は契約で、「これをください」「はい」の口約束でも契約が成立すること、一度契約すると、勝手にやめることができないことをしっかり理解すること
- ・ 悪質商法や消費者トラブルの事例を知って、気を付けて買い物ができること

2 自立した賢い消費者

- ・ お金の使い方を考え、将来は計画的にお金を使えるようになること
- ・ 情報に流されず、商品や取引の内容をしっかりと吟味して選べるようになること

3 持続可能な社会に貢献できる消費者

- ・ 商品を「選ぶ・使う・捨てる」ことが、環境，経済，社会，文化等に影響を与えていることを自覚して消費生活を送ったり，行動したりできるようになること





委員それぞれの消費者教育指導計画を持ち寄り，話し合いました



小学校

算数科，生活科，家庭科，道徳など様々な教科での「消費者教育の視点を持った授業」のアイデアを交換しました。子どもたちの力を伸ばす工夫満載の授業アイデアを共有できました。

中学校

社会科，家庭科，技術家庭科の指導計画が集まりました。「身近な事を取り上げる・自分事として考えさせる」がキーワード。中学生には18歳成人への準備も必要で，普段から教材になりそうな事例をストックしているそうです。



高等学校

公民科，家庭科，情報科の指導計画が集まりました。生徒たちが既に知識を持っていることでも，机上の空論に終わらないように，身近な物を使ってなるべく実体験をさせるような工夫をしているそうです。

ポイント

指導課 玉川指導主事から



実は，消費者教育の内容は新しい物ではなく，これまでも何気なく授業の中で指導が行われていました。

しかし，「何気なく」指導していたことと，「児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を意識し，目指す児童生徒像をイメージして指導する」ことでは，子どもたちの学習内容の身に付き方が全く違います。

教師側がしっかりとその思いを持ち，教科横断的な視点も取り入れながら授業づくりをしていくことが大切です。



当会委員による「消費者教育指導計画」は，授業実践や協議を経た後，各学校でカスタマイズしてご利用いただけるモデル授業として公開を予定しています！



↑ 柏市消費者教育ポータルサイト

柏市の消費者教育お助けサイト

柏市消費者教育ポータルサイト



消費者教育推進連絡会委員による授業の実践事例，指導案，スライドやワークシートにアクセスできます。講師派遣情報，教材情報もご紹介しています！



消費者教育絵本・かみしばい



マナブー，モースケ，ガーコの3人が織りなす楽しい物語。ウェブ絵本として読んだり，印刷をして，絵本や紙芝居を作って楽しんだりできます。

物を大切にすることを考える「もったいないことしてなあい?」。ほしい物があつたとき，すぐを買うのか，今は買わないのかを考える「ほしいきもちをどうしよう?」の2本を公開中！



子ども用小遣い帳 マナブーのマネーノート



前々月の残高のページ

4月

今月の予定

日	おこづかい	おこづかい	おこづかい	おこづかい	おこづかい
1	ゲーム	ソフト	新商品	3,000	点
2	シール	D区	中古品	1,500	点
3	ノート	D区	新品	200	点
		E区	新品	100	点
		F区	新品	150	点
		D区	新品	130	点

おこづかい帳 4月

おこづかい帳 5月

おこづかい帳 6月

おこづかい帳 7月

おこづかい帳 8月

おこづかい帳 9月

おこづかい帳 10月

おこづかい帳 11月

おこづかい帳 12月

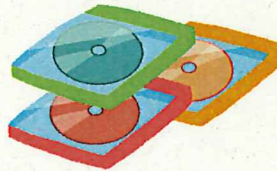
おこづかい帳のページ

日	おこづかい	おこづかい	おこづかい	おこづかい	おこづかい
1	おこづかい	900	点	900	点
2	おこづかい	100	点	800	点
3	おこづかい	130	点	670	点
4	おこづかい	10	点	660	点
5	おこづかい	200	点	460	点
6	おこづかい	90	点	370	点
7	おこづかい	80	点	290	点
8	おこづかい		点	290	点
9	おこづかい		点	290	点
10	おこづかい		点	290	点
11	おこづかい		点	290	点
12	おこづかい		点	290	点
13	おこづかい		点	290	点
14	おこづかい		点	290	点
15	おこづかい		点	290	点
16	おこづかい		点	290	点
17	おこづかい		点	290	点
18	おこづかい		点	290	点
19	おこづかい		点	290	点
20	おこづかい		点	290	点
21	おこづかい		点	290	点
22	おこづかい		点	290	点
23	おこづかい		点	290	点
24	おこづかい		点	290	点
25	おこづかい		点	290	点
26	おこづかい		点	290	点
27	おこづかい		点	290	点
28	おこづかい		点	290	点
29	おこづかい		点	290	点
30	おこづかい		点	290	点
31	おこづかい		点	290	点

印刷して
使える！



DVD、パネル、ロールプレイングセット等の貸出し



消費者講座（出前講座）の申し込み



消費生活相談と消費者教育

柏市消費生活センター 所長 諏訪部 正敏

消費生活センターでは、消費者トラブルなどについて、消費者からの相談窓口を設け、解決に向けた助言を行うとともに、トラブルの未然・拡大防止のために様々な啓発を行っています。

また、相談内容は、個人情報を除いたデータとして迅速に国民生活センターに送られ、消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然・拡大防止に大きな役割を果たしています。

さて、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年者への消費者被害防止教育や、契約に関する教育、批判的思考力・判断力を磨く教育が重要性を増しています。

本市では、学校での消費者教育推進のために「消費者教育推進連絡会」を、また、地域での啓発のために「消費生活コーディネーター制度」を設置し、その活動は30年間以上継続しております。

学校等関係者の皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、日々の相談から得られる新鮮な情報を教育現場や地域にお届けすべく、更に努めてまいります。



